

第 48 号 議 案

令和 6 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,823千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		千円 129,520	千円 3,823	千円 133,343
	1 貸付金元利収入	129,520	3,823	133,343
歳入合計		151,337	3,823	155,160

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 生活福祉費		千円 151,337	千円 3,823	千円 155,160
	1 母子父子寡婦福祉費	151,337	3,823	155,160
歳出合計		151,337	3,823	155,160

令和 6 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,183千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 5,501	千円 Δ4,465	千円 1,036
1 繰越金		5,499	Δ4,465	1,034
	1 繰越金	5,499	Δ4,465	1,034
(農業改良資金業務勘定)		1,837	Δ718	1,119
1 繰入金		1,834	Δ1,489	345
	1 一般会計繰入金	1,834	Δ1,489	345
3 諸収入		2	771	773
	1 雑入	2	771	773
歳入合計		47,297	Δ5,183	42,114

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 5,501	千円 △4,465	千円 1,036
1 農林水産業費		5,501	△4,465	1,036
	1 農 業 費	5,501	△4,465	1,036
(農業改良資金業務勘定)		1,837	△718	1,119
1 農林水産業費		1,837	△718	1,119
	1 農 業 費	1,837	△718	1,119
歳 出 合 計		47,297	△5,183	42,114

第 50 号 議 案

令和 6 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(業務勘定)		千円 630	千円 0	千円 630
1 農林水産業費		630	0	630
	1 林 業 費	630	0	630
歳 出 合 計		20,630	0	20,630

令和 6 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59,133千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ354,847千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 163,326	千円 Δ67,316	千円 96,010
	1 国庫負担金	5,391	119	5,510
	2 国庫補助金	157,935	Δ67,435	90,500
2 財産収入		99,475	7,613	107,088
	1 財産運用収入	22	Δ6	16
	2 財産売払収入	99,453	7,619	107,072
3 繰入金		107,741	Δ299	107,442
	2 基金繰入金	5,593	Δ299	5,294
4 繰越金		8	236	244
	1 繰越金	8	236	244
5 諸収入		1,230	633	1,863
	1 雑入	1,230	633	1,863
歳入合計		413,980	Δ59,133	354,847

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 413,980	千円 Δ59,133	千円 354,847
	1 林 業 費	261,417	Δ59,058	202,359
	2 公 債 費	152,563	Δ75	152,488
歳 出 合 計		413,980	Δ59,133	354,847

第2表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 農林水産業費			千円 63,500		千円 70,500
	1 林 業 費		63,500		70,500
	造 林 費		63,500	補正前に同じ。	70,500
合		計	63,500	計	70,500

令和 6 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66,224千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,889千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 134,200	千円 △65,000	千円 69,200
1 繰入金		50	64	114
	1 業務勘定繰入金	50	64	114
2 繰越金		130,001	△65,166	64,835
	1 繰越金	130,001	△65,166	64,835
3 諸収入		4,149	102	4,251
	1 貸付金元利収入	4,149	102	4,251
(業務勘定)		2,913	△1,224	1,689
1 繰入金		2,854	△1,288	1,566
	1 一般会計繰入金	2,854	△1,288	1,566
3 諸収入		58	64	122
	1 県預金利子	50	64	114
歳入合計		137,113	△66,224	70,889

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 134,200	千円 Δ65,000	千円 69,200
1 農林水産業費		134,200	Δ65,000	69,200
	1 水産業費	134,200	Δ65,000	69,200
(業務勘定)		2,913	Δ1,224	1,689
1 農林水産業費		2,913	Δ1,224	1,689
	1 水産業費	2,913	Δ1,224	1,689
歳 出	合 計	137,113	Δ66,224	70,889

第 53 号 議 案

令和 6 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ184,607千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 75,909	千円 Δ71,280	千円 4,629
	1 一般会計繰入金	75,909	Δ71,280	4,629
2 繰越金		1,275	Δ392	883
	1 繰越金	1,275	Δ392	883
3 諸収入		210,595	Δ112,935	97,660
	1 貸付金元利収入	210,595	Δ112,935	97,660
歳入合計		287,779	Δ184,607	103,172

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		千円 287,779	千円 Δ184,607	千円 103,172
	1 商工業費	77,134	Δ71,802	5,332
	2 公債費	210,645	Δ112,805	97,840
歳出合計		287,779	Δ184,607	103,172

令和 6 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42,491千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		千円 278,291	千円 Δ43,435	千円 234,856
	1 雑入	278,291	Δ43,435	234,856
2 繰越金		0	944	944
	1 繰越金	0	944	944
歳入合計		278,291	Δ42,491	235,800

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 庁用管理費		千円 278,291	千円 Δ42,491	千円 235,800
	1 庁用管理費	102,729	Δ18,491	84,238
	2 文書管理費	175,562	Δ24,000	151,562
歳出合計		278,291	Δ42,491	235,800

令和 6 年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,902千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ261,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 169,105	千円 △4,902	千円 164,203
	1 使用料	169,105	△4,902	164,203
歳入合計		266,797	△4,902	261,895

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 266,797	千円 △4,902	千円 261,895
	1 水産業費	262,826	△4,902	257,924
歳出合計		266,797	△4,902	261,895

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 農林水産業費			千円 40,000
	1 水産業費		40,000
		長崎魚市場運営費	40,000
合	計		40,000

令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,681,296千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,700,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 5,353,625	千円 Δ2,011,618	千円 3,342,007
1 使用料及び手数料		714,465	28	714,493
	1 使用料	714,465	28	714,493
2 財産収入		8,461	57,234	65,695
	2 財産売払収入	0	57,234	57,234
3 繰越金		1	37,749	37,750
	1 繰越金	1	37,749	37,750
4 諸収入		197,598	Δ102,943	94,655
	1 雑入	197,598	Δ102,943	94,655
5 県債		4,433,100	Δ2,011,900	2,421,200
	1 県債	4,433,100	Δ2,011,900	2,421,200
6 繰入金		0	8,214	8,214
	1 一般会計繰入金	0	8,214	8,214
(港湾整備事業勘定)		1,028,512	Δ669,678	358,834
1 使用料及び手数料		10,092	1,344	11,436
	1 使用料	10,092	1,344	11,436
2 財産収入		1,017,013	Δ858,343	158,670
	1 財産運用収入	69,913	16,831	86,744
	2 財産売払収入	947,100	Δ875,174	71,926

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸収入		千円 1,407	千円 Δ1,148	千円 259
	1 雑入	1,407	Δ1,148	259
4 繰越金		0	12	12
	1 繰越金	0	12	12
5 繰入金		0	188,457	188,457
	1 基金繰入金	0	188,457	188,457
歳入合計		6,382,137	Δ2,681,296	3,700,841

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 5,353,625	千円 Δ2,011,618	千円 3,342,007
1 土木費		5,353,625	Δ2,011,618	3,342,007
	1 港湾費	4,327,248	Δ2,011,186	2,316,062
	2 公債費	1,026,377	Δ432	1,025,945
(港湾整備事業勘定)		1,028,512	Δ669,678	358,834
1 土木費		1,028,512	Δ669,678	358,834
	1 財産管理費	1,028,512	Δ669,678	358,834
歳出合計		6,382,137	Δ2,681,296	3,700,841

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
(港湾施設整備事業勘定)			千円 40,000
1 土 木 費			40,000
	1 港 湾 費		40,000
		港 湾 施 設 整 備 費	40,000
(港湾整備事業勘定)			105,000
1 土 木 費			105,000
	1 財 産 管 理 費		105,000
		港 湾 管 理 費	105,000
合 計			145,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	千円 4,433,100	債券発行又は普通貸借(借入先)財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他(借入時期)令和6年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができ	年利5.0%以内(ただし、見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に、当該見直しの利率)	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以上)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 2,421,200	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	4,433,100				2,421,200			

令和 6 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109,977千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,882,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 170,000	千円 27,106	千円 197,106
	1 財産運用収入	170,000	27,106	197,106
2 繰入金		14,334,298	△137,083	14,197,215
	1 一般会計繰入金	10,834,298	△164,188	10,670,110
	2 基金繰入金	3,500,000	27,105	3,527,105
歳入合計		69,992,716	△109,977	69,882,739

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 69,992,716	千円 △109,977	千円 69,882,739
	1 公債費	69,992,716	△109,977	69,882,739
歳出合計		69,992,716	△109,977	69,882,739

令和 6 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,029,910千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,418,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 38,718,297	千円 △287	千円 38,718,010
	1 負担金	38,718,297	△287	38,718,010
2 国庫支出金		45,046,197	111,147	45,157,344
	1 国庫負担金	29,127,259	△129,783	28,997,476
	2 国庫補助金	15,918,938	240,930	16,159,868
3 財産収入		1,822	25,882	27,704
	1 財産運用収入	1,822	25,882	27,704
4 繰入金		12,604,713	△1,725,099	10,879,614
	1 一般会計繰入金	9,212,212	8,128	9,220,340
	2 基金繰入金	3,392,501	△1,733,227	1,659,274
5 繰越金		2,071,147	503,254	2,574,401
	1 繰越金	2,071,147	503,254	2,574,401
6 諸収入		55,006,608	55,193	55,061,801
	1 雑入	55,006,608	55,193	55,061,801
歳入合計		153,448,784	△1,029,910	152,418,874

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 153,448,784	千円 Δ1,029,910	千円 152,418,874
	1 社会福祉費	153,448,784	Δ1,029,910	152,418,874
歳 出 合 計		153,448,784	Δ1,029,910	152,418,874